

水産物輸出促進緊急基盤整備事業基本計画の主な改正箇所（令和 5 年 11 月 27 日承認）（書きぶりの変更 数値の時点修正等は除く）

| 当初計画 | 変更計画 |
|------|---|
| | <p>1 変更理由</p> <p><u>境漁港は、鳥取県西端に位置する特定第3種漁港で、日本海沖合漁業の中核基地として全国的な水産物の流通拠点及び輸出拠点漁港としての役割を担っている。境漁港の水揚量の8割以上を占めるアジ、サバ、イワシ、ブリ類については、一部が冷凍処理されてタイ、ベトナム、東南アジア諸国向けに輸出されており、平成26年からは衛生管理体制を強化し、消費者の求める安全・安心な水産物の安定供給を図るため6.0m岸壁（2号岸壁耐震化）などの整備を行うとともに、輸出の拡大に向けた取組を推進してきたところであるが、今回更なる輸出促進を図るため、以下の事項について計画を変更する。</u></p> <p><u>1 輸出目標の設定、基本方針の変更</u></p> <p><u>当初計画策定以降、県は令和3年12月に「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」を更新し、県産農林水産物の輸出額を令和2年約2.3億円から令和7年に約3.3億円とする目標を掲げた。特に水産物（冷凍・生鮮）は農林水産物輸出額の約5割を占めており、輸出拠点漁港である境漁港では、施設の高度衛生化に向けて施設整備を続けている。また、世界的な新型コロナウイルス蔓延の影響により輸出額は令和3年まで減少傾向にあったものの、令和4年度にはコロナ禍以前に近い輸出額まで回復しており、輸出を取り巻く環境が大きく変化していることから、本計画において、これら状況を踏まえた新たな目標を設定するとともに、基本方針を変更する。</u></p> <p><u>2 施設整備計画の追加</u></p> <p><u>（1）荷さばき所（7号上屋）の追加</u></p> <p><u>7号岸壁の荷さばき所はシラスを主に取り扱っており、入札で取引を行っている。現計画策定時は陸揚作業の効率性を優先し、高度衛生管理型への移行は対象</u></p> |

としていなかったが、平成 30 年に食品衛生法が改正され、全ての食品等事業者
に HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、従前は食品衛生法の許
可業種から外れていた入札による取引についても営業許可が必要となった。

7 号岸壁の荷さばき所から出荷されるシラスは、市内の専用加工場数社で加工
されており、これが地域の基幹産業として重要な位置を占めるが、当該荷さばき
所は防鳥ネットの設置など営業許可を得るための施設基準を満たしていないこと
から、高度衛生管理を導入する対象区域に加え、陸揚げから出荷まで一貫した高
度衛生管理対策を図るため、荷さばき所（7 号上屋）を計画に追加する。

(2) -6.0m 岸壁(新設)の廃止、荷さばき所（8 号上屋）の追加

平成 28 年の計画策定時、まき網漁業の陸揚岸壁不足や高度衛生管理への対応
として、屋根付き岸壁の新設を計画するにあたり、本漁港の漁港区域が狭隘であ
るため、漁港区域外の場所も検討したが、利用・調整可能な箇所はなく、漁港区
域内の現計画位置に新設することとしていた。

平成 28 年度以降、漁港区域に隣接する港湾区域の岸壁（以下、「港湾岸壁」と
いう）において、港湾岸壁を主に利用していたクルーズ船の別地区への集約な
ど、利用見直しの動きが進展した。港湾岸壁での陸揚は、現計画位置での陸揚に
比べ、漁船航行の安全性や陸揚作業の効率性が高いことから、漁港管理者（鳥取
県）は、まき網漁船を始めとする利用者等の意向を確認の上、港湾岸壁の漁業利
用と背後の荷さばき所の整備について、港湾管理者（境港管理組合）と協議を実
施した。

協議の結果、港湾岸壁は今後も年間 10 数回程度の利用（クルーズ船が複数隻
同時寄港した場合）は想定されるものの、それを優先することを前提に、港湾岸
壁の漁業利用と背後荷さばき所の整備について同意が得られた。このため、-
6.0m 岸壁(新設)を計画工種から廃止するとともに、漁業利用する港湾岸壁の背後
に荷さばき所を整備するにあたり、漁港区域外の荷さばき所を漁港施設とみなす
ため、漁港漁場整備法に基づく「漁港施設とみなされる施設」に荷さばき所を指
定するための手続きを令和 3 年度に行い完了したことから、荷さばき所（8 号上
屋）を追加する。

(3) 冷凍及び冷蔵施設の追加

現在、境漁港周辺の鮮魚凍結能力は約1,200トン/日あるが、1,000トンを超える水揚げが数日続くと冷凍保管能力が不足し、水揚げの調整が必要となっている。また、既存冷蔵庫の多くが冷媒として使用している「HCFC (R22等特定フロン)」が令和元年末に生産等中止されている。冷蔵施設を有する業者は、自然冷媒を使用した施設に更新、あるいは施設を更新せずにフロンの備蓄で対応しているが、既存施設を更新していない業者は、令和元年以降の水揚げ量低迷も相まって、新たな施設投資に躊躇・様子見の状況が続いており、今後、境港地域の冷凍保管能力がさらに低下する恐れがある。

このため、当漁港に水揚げされるアジ、サバ、イワシ、ブリ類を冷凍保管する地域の冷凍保管能力を高めるため、共同利用施設として、冷凍・冷蔵施設の整備を追加する。

3 地域の概要

地域の特徴（最終段落）

このような情勢の中、境港においては、平成23年12月に市場関係者や地元関係者、行政で構成される「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」を立ち上げ、漁港・市場を中心とした境港の活性化に向けた検討を行ってきた。取り組みの視点として「漁港」、「市場」、「食と観光」の3つを定め、ワーキンググループにて具体的な取組内容を議論し、「社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場」を将来のあるべき姿とした「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」を作成し、境港ならではの高い水揚機能に加え、高度な衛生管理体制を兼ね備えた市場整備や活力ある産地づくりを進め、日本一の魅力あふれる漁港・市場を目指している。

3 地域の概要

地域の特徴（最終段落）

このような情勢の中、境港においては、平成23年12月に市場関係者や地元関係者、行政で構成される「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」を立ち上げ、漁港・市場を中心とした境港の活性化に向けた検討を行ってきた。取り組みの視点として「漁港」、「市場」、「食と観光」の3つを定め、ワーキンググループにて具体的な取組内容を議論し、「社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場」を将来のあるべき姿とした「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」を作成した。

この活性化ビジョンに基づき、境港ならではの高い水揚機能に加え、高度な衛生管理体制を兼ね備えた市場や活力ある産地づくりを進めると共に、輸出など漁業の国際化にも対応できる日本一の魅力あふれる漁港・市場を目指すため、県は、平成26年に国が策定した「境港地区高度衛生管理基本計画（H26～R7）」に基づき、高度衛生管理型市場整備と災害に強い防災対応型漁港整備を進めている。

| <p>水産業の役割（第2段落）</p> <p>魚種別には、まき網漁業によるアジ、サバ、イワシ類、かにかご漁業によるベニズワイガニが漁獲の多くを占めるが、各種沿岸漁業も含め、春にはサヨリ、メバル、カレイ類、夏には本マグロ（クロマグロ）、白いか（ケンサキイカ）、スズキ、イワガキ、秋にはハタハタ、シラス（イワシ類稚魚）、サワラ、冬には山陰の冬の味覚の王様である松葉がに（ズワイガニ）、ブリ、スルメイカ等、四季折々、多種多様な水産物の水揚げがなされている。特に、<u>夏のクロマグロ</u>、禁漁期を除く9月から翌年6月まで10ヶ月間水揚げされるベニズワイガニは、長年水揚量日本一を記録している。</p> | <p>水産業の役割（第2段落）</p> <p>魚種別には、まき網漁業によるアジ、サバ、イワシ類、かにかご漁業によるベニズワイガニが漁獲の多くを占めるが、各種沿岸漁業も含め、春にはサヨリ、メバル、カレイ類、夏には本マグロ（クロマグロ）、白いか（ケンサキイカ）、スズキ、イワガキ、秋にはハタハタ、シラス（イワシ類稚魚）、サワラ、冬には山陰の冬の味覚の王様である松葉がに（ズワイガニ）、ブリ、スルメイカ等、四季折々、多種多様な水産物の水揚げがなされている。特に、禁漁期を除く9月から翌年6月まで10ヶ月間水揚げされるベニズワイガニは、長年水揚量日本一を記録しており、<u>夏のクロマグロも、全国1位、2位を争うトップクラスの水揚量を誇っている。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------------------------|------------------------------------|---------------|----|----|----------|-------|-------|--|--|------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|--|
| <p>輸出の対象となる水産物 アジ、サバ、イワシ、ブリ等</p> <p>輸出の対象となる水産物の生産から流通・加工までの経路</p> <p>③仲買等が自社工場等で選別（一部加工）、冷凍し、出荷（韓国、中国、ベトナム、タイ、アメリカ、<u>カナダ</u>、エジプト、フィリピン、マレーシア等）</p> | <p>輸出の対象となる水産物 アジ、サバ、イワシ、ブリ等</p> <p>輸出の対象となる水産物の生産から流通・加工までの経路</p> <p>③仲買等が自社工場等で選別（一部加工）、冷凍し、出荷（韓国、中国、ベトナム、タイ、アメリカ、エジプト、フィリピン、マレーシア等）</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【新設】</p> <p>4 変更後の輸出の現状と目標、輸出促進のための取組、将来見込み</p> <p>輸出の現状と目標</p> <table border="1" data-bbox="1108 1056 2110 1477"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状 (基準年、平成 22～27年推定)</th> <th>目標年 (令和8年)</th> <th>品目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出額（百万円）</td> <td>2,000</td> <td>4,100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸出先国</td> <td>韓国、中国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、南ア</td> <td>韓国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、南アフリカ、台湾、シンガポ</td> <td>アジ、サバ、イワシ、ブリ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、ノドグロ、サワ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 現状 (基準年、平成 22～27年推定) | 目標年 (令和8年) | 品目 | 備考 | 輸出額（百万円） | 2,000 | 4,100 | | | 輸出先国 | 韓国、中国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、南ア | 韓国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、南アフリカ、台湾、シンガポ | アジ、サバ、イワシ、ブリ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、ノドグロ、サワ | |
| | 現状 (基準年、平成 22～27年推定) | 目標年 (令和8年) | 品目 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
| 輸出額（百万円） | 2,000 | 4,100 | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸出先国 | 韓国、中国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、南ア | 韓国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、南アフリカ、台湾、シンガポ | アジ、サバ、イワシ、ブリ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、ノドグロ、サワ | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|----------------------|------------------|-----------------------|--|
| | | フリカ | ール、アメリカ、エ ジプト | ラ、クロザコエビ、 キジハタ、ヒラメ | |
| <p>3 変更後の輸出の現状、輸出促進のための取組、将来見込み</p> <p>(2) 輸出促進のための取組</p> <p>②鳥取県の海外戦略との連携（最終段落）</p> <p>また、令和2年1月に米子空港に就航した上海直行便を活用した鮮魚輸出に向けての取組についても検討が進んでいる。</p> | <p>その他輸出促進の取組に関連した指標</p> <p>輸出量 14,000 トン</p> | <p>輸出量 28,400 トン</p> | | | |
| <p>(3) 将来見込み（最終段落）</p> <p>これら輸出促進のための取組並びに本計画の推進により、令和5年までに輸出量の倍増を見込む。具体的には、境漁港で陸揚げされた水産物の令和5年の輸出金額を、現状の輸出金額（平成22年から平成27年の推計）約20億円の2倍に当たる40億円に、漁場整備による資源量増加に伴い増加する水揚量のうち、輸出に向かうと推定される0.6億円を加算した40.6億円とすることを目標とする。その他の指標として、神戸税関境税関支署からの魚種別で最も輸出量の多いマイワシの輸出量を、現状の1,557トン、124,865千円（平成25～27年平均）から3,114トン、249,730千円とするとともに、冷凍及び冷蔵施設を整備する漁業協同組合 JF しまねが取扱う水産物輸出量を現状の2,500トン、220,000千円（平成24～26年度平均）から5,000トン、440,000千円とする。</p> | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

4 変更後の輸出の現状、輸出促進のための取組、将来見込み

(2) 輸出促進のための取組

②鳥取県の海外戦略との連携（最終段落）

また、令和2年1月に米子空港に就航した上海直行便を活用した鮮魚輸出の取組について検討していたが、令和5年8月以降のALPS処理水海洋放出の影響で、中国が水産物を全面禁輸したため、検討が進んでいない。

(3) 将来見込み（最終段落）

これら輸出促進のための取組並びに本計画の推進により、令和8年までに輸出量の倍増を見込む。具体的には、境漁港で陸揚げされた水産物の令和8年の輸出金額を、現状の輸出金額（平成22年から平成27年の推計）約20億円の2倍に当たる40億円に、漁場整備による資源量増加に伴い増加する水揚量のうち、輸出に向かうと推定される0.6億円及び山陰旋網漁業協同組合が整備する冷凍・冷蔵施設整備に伴い増加する冷凍魚のうち、輸出に向かうと推定される0.4億円を加算した41億円とすることを目標とする。その他の指標として、神戸税関境税関支署からの魚種別で最も輸出量の多いマイワシの輸出量を、現状の1,557トン、124,865千円（平成25～27年平均）から3,114トン、249,730千円とするとともに、冷凍及び冷蔵施設を整備する漁業協同組合 JF しまね及び山陰旋網漁業協同組合については、漁業協同組合 JF しまねが取扱う水産物輸出量を現状の2,500トン、220,000千円（平成24～26年度平均）から5,000トン、440,000千円とし、山陰旋網漁業協同組合が取扱う水産物輸出量を現状の855.6トン、102,615千円（令和元～3年度平均）から1,700トン、205,000千円とする。

4 変更後の水産物輸出促進緊急基盤整備事業の基本方針等

基本方針

- ・漁港、市場の高度衛生管理化のため、荷さばき所（1～6号上屋、陸送上屋）の整備を行う。これにより、水産物の衛生管理体制を強化し、消費者の求める安全・安心を追求するとともに、海外市場に対する訴求力を高めるため、水産加工業者の輸出先国の HACCP 認証取得等への対応を推進し、水産関係団体及び水産加工業者との連携した取組により、市場・流通・加工まで含めた境港地域をあげた輸出促進を進める。
- ・荷さばき所（1～2号上屋、陸送上屋）にシャーベット海水氷供給施設、冷海水供給施設を整備し、水産物の輸出促進に対応した鮮度・品質保持を図る（ブリ、ズワイガニ等）。
- ・セクター上屋（3号上屋）を整備し、高度衛生管理の下での仕向先に応じた出荷を図る（アジ、サバ、イワシ等）。
- ・荷さばき所（2号上屋）2階に研修室を整備し、市場利用者の衛生管理意識の向上・継続を図るとともに、管理室（デッキ）を整備し、場内管理の充実を図る。また、国内外から訪れるバイヤー等に高度衛生管理をPRする。
- ・電算記帳室を1～2号上屋内に整備し、市場流通する水産物のトレーサビリティの徹底を図る。
- ・-6.0m 岸壁・-6.0m 泊地・臨港道路を整備することにより、主力輸出対象魚種を漁獲するまき網漁船等の大型化と当該漁獲物の円滑な流通に対応し、より安全で円滑な陸揚げ及び流通を確保する。
- ・冷凍・冷蔵施設を整備し、輸出増に対応するとともに、一次加工処理施設、鮮魚出荷施設等を整備し、仕向先に応じた出荷を図る。
- ・水深 200m 以浅の大陸棚を有する山陰沖に位置し、多くの魚類の産卵場となっている隠岐海峡地区において、マウンド礁を整備し、対馬暖流系群のイワシ類等の資源の増大を図るとともに、境漁港の荷さばき所等との一体的整備により、輸出拡大を図る。

5 変更後の水産物輸出促進緊急基盤整備事業の基本方針等

基本方針

- ・漁港、市場の高度衛生管理化のため、荷さばき所（1～8号上屋、陸送上屋）の整備を行う。これにより、水産物の衛生管理体制を強化し、消費者の求める安全・安心を追求するとともに、海外市場に対する訴求力を高めるため、水産加工業者の輸出先国の HACCP 認証取得等への対応を推進し、水産関係団体及び水産加工業者との連携した取組により、市場・流通・加工まで含めた境港地域をあげた輸出促進を進める。
- ・荷さばき所（1～2号上屋、陸送上屋）にシャーベット海水氷供給施設、冷海水供給施設を整備し、水産物の輸出促進に対応した鮮度・品質保持を図る（ブリ、ズワイガニ等）。
- ・3号上屋の一部を閉鎖型に改築し、高度衛生管理の下での仕向先に応じた出荷を図る（アジ、サバ、イワシ等）。
- ・荷さばき所（2号上屋）2階に研修室を整備し、市場利用者の衛生管理意識の向上・継続を図るとともに、管理室（デッキ）を整備し、場内管理の充実を図る。また、国内外から訪れるバイヤー等に高度衛生管理をPRする。
- ・電算記帳室を1～2号上屋内に整備し、市場流通する水産物のトレーサビリティの徹底を図る。
- ・8号上屋・-6.0m 泊地・臨港道路を整備することにより、主力輸出対象魚種を漁獲するまき網漁船等の大型化と当該漁獲物の円滑な流通に対応し、より安全で円滑な陸揚げ及び流通を確保する。
- ・冷凍・冷蔵施設を整備し、輸出増に対応するとともに、一次加工処理施設、鮮魚出荷施設等を整備し、仕向先に応じた出荷を図る。
- ・水深 200m 以浅の大陸棚を有する山陰沖に位置し、多くの魚類の産卵場となっている隠岐海峡地区において、マウンド礁を整備し、対馬暖流系群のイワシ類等の資源の増大を図るとともに、境漁港の荷さばき所等との一体的整備により、輸出拡大を図る。

5 水産物輸出促進緊急基盤整備事業を推進するための施設整備計画の内容

| 該当する事業名 | 事業主体 | 施設名 | 計画数量 | 実施予定年度 | 備考 |
|-----------------|---------------|----------------|-----------------------|---------|--------|
| 水産物供給基盤整備事業 | 県 | -6.0m 岸壁 (新設) | 313m | R 3～5 | 栈橋構造 |
| | | -6.0m 岸壁 (改良) | 157m | H26～R 2 | 2号耐震化 |
| | | -6.0m 岸壁 (改良) | 245m | H26～29 | 5～7号増深 |
| | | -6.0m 泊地 | 7,300 m ² | H26～29 | |
| | | 臨港道路 (陸上) | 600m | H27～R 5 | |
| | | 臨港道路 (スロープ) | 100m | H26～30 | |
| | | 用地 (人工地盤) | 12,090 m ² | H26～31 | 駐車場 |
| | | 荷さばき所 (新築・1号) | 1式 | H26～31 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (新築・陸送物) | 1式 | H26～30 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (新築・2号) | 1式 | H26～R 4 | 付帯施設含む |
| 荷さばき所 (改築・3～5号) | 1式 | H26～R 5 | 付帯施設含む | | |
| 荷さばき所 (新築・6号) | 1式 | H26～30 | 付帯施設含む | | |
| 特定漁港漁場整備事業 (フ | 水産庁 | マウンド礁 | 2基 | H25～R 2 | |
| | 漁業協同組合 JF しまね | 冷凍及び冷蔵施設 | 1式 | H28、29 | |

6 水産物輸出促進緊急基盤整備事業を推進するための施設整備計画の内容

| 該当する事業名 | 事業主体 | 施設名 | 計画数量 | 実施予定年度 | 備考 |
|---------------|---------------|-----------------|-----------------------|---------|--------|
| 特定漁港漁場整備事業 | 県 | -6.0m 岸壁 (改良) | 157m | H26～R 2 | 2号耐震化 |
| | | -6.0m 岸壁 (改良) | 245m | H26～29 | 5～7号増深 |
| | | -6.0m 泊地 | 7,300 m ² | H26～29 | |
| | | 臨港道路 (陸上) | 600m | H27～R 5 | |
| | | 臨港道路 (スロープ) | 100m | H26～30 | |
| | | 用地 (人工地盤) | 12,090 m ² | H26～31 | 駐車場 |
| | | 荷さばき所 (新築・1号) | 1式 | H26～31 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (新築・陸送物) | 1式 | H26～30 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (新築・2号) | 1式 | H26～R 4 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (改築・3～5号) | 1式 | H26～R 5 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (新築・6号) | 1式 | H26～30 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (改築・7号) | 1式 | R 4～R 6 | 付帯施設含む |
| | | 荷さばき所 (新築・8号) | 1式 | R 6～R 7 | 付帯施設含む |
| 特定漁港漁場整備事業 (フ | 漁業協同組合 JF しまね | 冷凍及び冷蔵施設 | 1式 | H28、29 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|------------|----------|----|---------|--------|
| ロンティア漁場整備事業) | | | | | | | | 山陰旋網漁業協同組合 | 冷凍及び冷蔵施設 | 1式 | R 5～R 7 | 附帯施設含む |
| | | | | | | | 特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業） | 水産庁 | マウンド礁 | 2基 | H25～R 2 | |
| <p><u>7</u> 水産物輸出促進緊急基盤整備事業の推進により見込まれる効果 輸出金額：20 億円（H22～H27） → <u>40.6 億円（R5）</u> また、冷凍及び冷蔵施設を増設することにより、境港地区の1日当たりのまき網漁獲物の処理能力を、現在の1,000 トン／日程度から、その約1.2 倍の<u>1,200 トン／日程度</u>に引き上げることが可能となり、少量水揚げから1,000 トン／日を超える大量水揚げにも弾力的に対応できる漁港・市場となる。 本事業の推進により、境漁港において衛生管理、鮮度管理に配慮（「漁港における衛生管理基準」（H20 水産庁）のレベル3）した水産物の取扱量を、<u>令和5年度末</u>には概ね100%とすることを目標とする。</p> | | | | | | | <p><u>8</u> 水産物輸出促進緊急基盤整備事業の推進により見込まれる効果 輸出金額：20 億円（H22～H27） → <u>41 億円（R8）</u> また、冷凍及び冷蔵施設を増設することにより、境港地区の1日当たりのまき網漁獲物の処理能力を、現在の1,000 トン／日程度から、その約1.3 倍の<u>1,290 トン／日程度</u>に引き上げることが可能となり、少量水揚げから<u>1,000 トン／日</u>を超える大量水揚げにも弾力的に対応できる漁港・市場となる。 本事業の推進により、境漁港において衛生管理、鮮度管理に配慮（「漁港における衛生管理基準」（H20 水産庁、R 3改正）のレベル3）した水産物の取扱量を、<u>令和7年度末</u>には概ね100%とすることを目標とする。</p> <p><u>【新設】</u> <u>概要図</u> ・ <u>地域の全体図（省略）</u> ・ <u>施設等の設置箇所（省略）</u></p> | | | | | |